



各 位

平成 17 年 11 月 14 日

会 社 名 日本電子材料株式会社  
代 表 者 の 役 職 名 代表取締役社長 坂根 英生  
(コード番号 6855 東証第 2 部)  
問 い 合 せ 先 I R 室 室 長 原 靖 人  
電 話 0 6 ( 6 4 8 2 ) 2 4 3 2

## 株式の売出しに関するお知らせ

平成 17 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### [ ] 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

1. 売 出 株 式 数 当社普通株式 800,000 株
2. 売 出 人 及 び 大久保 昌男 500,000 株  
売 出 株 式 数 大久保 純代 300,000 株
3. 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 17 年 11 月 21 日(月)から平成 17 年 11 月 25 日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定される。)
4. 売 出 方 法 野村證券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、三菱 UFJ 証券株式会社、いちよし証券株式会社、SMB C フレンド証券株式会社、岡三証券株式会社及び丸八証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
5. 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
6. 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。
7. 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
8. 申 込 株 数 単 位 100 株
9. 前記各号については、平成 17 年 11 月 14 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。
10. 売出価格、その他本株式売出しに必要な事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

[ ] 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

1. 売 出 株 式 数 当社普通株式 上限 100,000 株  
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
2. 売 出 人 野村證券株式会社
3. 売 出 価 格 未定（売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
4. 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
5. 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
6. 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
7. 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とする。
8. 申 込 株 数 単 位 100 株
9. 前記各号については、平成 17 年 11 月 14 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。
10. 売出価格、その他本株式売出しに必要な事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

[ ご参考 ]

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式のより一層の流動性の向上及び株主数の増加を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。上記売出株式数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、上記受渡期日から平成 17 年 12 月 22 日（木）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、上記申込期間の終了する日の翌日から平成 17 年 12 月 19 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（以下「上限株式数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。